令和 7·8 年度 大田区区民農園利用者募集

【対象者】 大田区に住民登録がある世帯(世帯ごとの利用となります)

【利用期間】 令和7年4月1日から令和9年2月末まで

【応募締切日】 令和6年 12月 25日(水)まで(当日消印有効)

1 募集農園 所在地、募集予定数

		募集予定数	
農園名	所在地 【主な交通手段】	標準区画利用(約 10 ㎡)	小区画利用 (約 5 ㎡)
①南馬込区民農園	南馬込 6-4 【都営浅草線 西馬込駅:徒歩約8分】	23	38
②梅の木区民農園	南馬込 5-12 【都営浅草線 西馬込駅:徒歩約 10 分】	12	

(注) 小区画利用は、南馬込区民農園のみとなります。

梅の木区民農園は約7㎡とウメの木の管理及び収穫体験ができます。

- (注) 千鳥区民農園は令和6年3月末をもって廃園となりました。
- (注) 区画場所の指定はできません。

2 区画の種類

標準区画(南馬込、梅の木)

- ・1 世帯での利用となり、ご利用世帯以外の方は利用できません。
- ·1 農園の標準区画(約 10 m)を利用できます。
 - ※梅の木区民農園は**約7㎡**とウメの木の管理や収穫体験ができます。

小区画(南馬込)

- ・1 世帯での利用となり、ご利用世帯以外の方は利用できません。
- ・1 世帯で標準区画半分の約 5 ㎡が利用できます。
- ※募集区画数を超える申込みがあった場合は抽選になります。

3 利用料金

各年度当初に以下の金額を一括でお支払いいただきます。

※今回募集分より利用料の見直しを行いました。

		標準区画	小区画
農園	期間	南馬込(10 ㎡利用)	(5 ㎡利用)
		梅の木(7㎡利用)	
①南馬込	令和7年度 【4月~令和8年3月の12月分】	30,000 円	15,000 円
	令和8年度【4月~令和9年2月の11月分】	27,500 円	13,750 円
②梅の木	令和7年度 【4月~令和8年3月の12月分】	30,000 円	_
	令和8年度【4月~令和9年2月の11月分】	27,500 円	_

4 申込方法

- (1) **郵送(はがきのみ)**かインターネット(LoGo フォーム)でお申し込みください。
- (2) お申し込みは、標準区画利用・小区画利用ともに大田区内に住民登録がある世帯主名とします。
- (3) 申込受付期間 <u>令和6年11月25日(月)</u>から**令和6年12月25日(水)まで**(当日消印有効)。

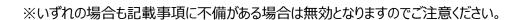
郵送の場合

裏面の記入例を参考に、「官製はがき」でお申し込みください。 ※現在のはがきの料金は85円です。

インターネットの場合

「LoGo フォーム」

URL https://logoform.jp/form/8BrJ/626713 にアクセスのうえ、必要事項を入力し、お申込みください。 ※右の二次元バーコードからもアクセス可能です。





5 申し込みにあたってのご注意

- ○お申し込みは**1農園、区画は1種類のみ**となります。 世帯単位の申込となります。複数の農園、複数の区画種類へのお申し込みは無効となります。
- ○お申し込みは「大田区在住の方のみ」となります。 在勤・在学の方はお申込みできませんのでご注意ください。
- ○**申込多数の場合は、抽選で利用者を決定**いたします。
- ○申込後の変更はできません。
 申込時に記載された世帯のみが利用できます。
- ○以下のものは**無効**となりますのでご注意ください。

なお、無効の方に対して、事務局よりお知らせはいたしません。

【無効となるもの】

- (1) はがき・インターネット以外で利用申込みがあったもの
- (2) 世帯主名でない方からの申込み
- (3) 必要事項(希望農園名、希望区画種類、氏名、住所、電話番号)の記載がないもの
- (4) 複数・重複の申込み
- (5) 他人名義の申込みなど、事実に相違したことが判明した場合
- (6) 申込期限を過ぎたもの(令和6年12月25日の消印有効)
- (7) 大田区に住民登録がない場合(在学・在勤は無効となります)



6 利用者決定の流れ

令和6年11月25日 利用者申込

~令和6年12月25日 ※申込内容に不備があった場合、無効として取り扱います。

令和7年2月上旬 **当選の方へ結果通知と申請書**を郵送で送付。**落選の方には結果通知のみ**を

郵送で送付送付。

令和7年2月下旬 当選者による申請書の提出

※提出締切は申請書内でお知らせします。期限厳守となりますのでご注意ください。

※申請書が未着の場合、当選を取り消します。

令和7年3月上旬 申請書提出者へ承認書等を郵送で送付

令和7年3月中旬 利用者説明会

※当選者の方にお送りする申請書にご案内を同封します。必ずご参加ください。

令和7年4月1日 区民農園利用開始

○抽選 事務局で抽選を行います。

○結果の通知 抽選結果は**世帯主の方に郵送で結果を通知**します。

なお、当落に関するお電話等でのお問い合わせには応じかねます。

当選後無断キャンセルは、次回(令和 9·10 年度)申し込みができなくなる場合がありますので、 十分ご検討の上お申し込みください。

○利用者説明会を、3月中旬に大田区産業プラザ PiO 等で実施予定です。 当選者への結果通知の際に、開催案内を同封しますので、必ずご参加ください。

○手続きは郵送で行いますので、ご理解いただけますようお願いいたします。

【区民農園利用上の主な注意点】

承認書に同封する「手引き」に記載いたしますが、主なものは下記のとおりです。

あらかじめご承知おきください。お守りいただけない場合は利用承認を解除する場合があります。

(1) 区民農園の利用は、世帯を単位とします。

* 申込み時に記載された世帯のみの利用となります(申込み後の変更はできません)。

(2) 利用できる区画は、区の指定する区画です(変更、交換などできません)。

区画は自家用の野菜・花の栽培のみの利用となり、区画外の私的利用(農具、資材置き場など)はできません。

- (3) 他の農園利用者に迷惑となる利用方法は禁止します。
- (4) 農園の利用に必要な種苗・肥料及び資材類は、利用者が各自で用意してください。
- (5) 農園及びこれに付随する施設・用具を利用する際には、破損・紛失等のないよう、責任をもって利用してください。 また、節水を心がけてください。
- (6) 利用料金の請求やお知らせは、世帯主に届きます。
- (7) 雑草・野菜くず等は、ごみ袋に入れて、農園内の集積所に置いてください。

また、雑草・野菜くず以外のごみ(空缶、プラスチック製品、肥料袋、支柱等)は自宅に持ち帰ってください。

(8) 農園を利用できなくなった場合(一時的でも)は、速やかに区にその旨を届け出てください。

無断で休耕(雑草の繁茂、作物の未収穫、病虫害の発生放置など)しないでください。

- (9) 利用期間中であっても、区が都合により休廃止する場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- (10) 利用時間は、おおむね日の出から日没まで。特に早朝の作業はお静かにお願いします。
- (11) 各農園には駐車場がありません。車での来園を禁止します。
- (12) その他区民農園の利用に関しては、区の指示に従ってください。

※区は農園内の作物、物品の盗難・損害に対して一切の責任を負いません。

(13) 利用期間終了後、私物は全てお持ち帰りください。残置物があった場合には、廃棄します。

【申込はがきの記入例】 ※必ずはがきをお使いください。

【表面】



はがき

1440035

大田区南蒲田 1-20-20 大田区産業プラザ PiO 4階

大田区産業振興課 区民農園担当 行

申込先

〒144-0035

大田区南蒲田 1-20-20 大田区産業プラザ PiO 4 階大田区産業振興課 区民農園担当

※宛先間違いにご注意ください。

【裏面】

(1)○○区民農園 ←

(1) 希望農園名

希望する農園を「南馬込」「梅の木」より、<u>一つだけ</u>ご記入ください。

※複数の農園が記入してある場合、<u>無効</u>となりますのでご注意ください。

(2)標準区画

(2) 希望区画種類

「標準区画」「小区画」のうち、いずれか1つをご記入ください。

(3) 太 由 一 郎

〒144-0035

大田区蒲田 X-XX-XX くすのきハイム 101

電話 03-37XX-37XX 携帯 090-5X8X-4X2X

- (3) 氏名、住所等
- ・世帯主の氐名・フリガナ
- •郵便番号、住所
- ・電話番号(日中に連絡がとれる電話番号)

※記載に不備があった場合、無効として取り扱います。

無効の方に個別連絡はいたしません。

無効として取り扱う例は2ページに記載をしておりますので、ご確認ください。

【問い合わせ】大田区区民農園事務局

電話 03-6835-1561 (平日 9:00~17:00 土・日・祝除く)

『このチラシは、再エネ100%の電力で使用済の紙を区役所内で再生したものです。』